

潜在能力の充分主義と分配の充分主義——その関係を問う

阿部 崇史

I. はじめに

本稿では、森悠一郎著『関係の対等性と平等』（以下、本書と呼ぶ）が提示する、関係の平等主義に基づく潜在能力の充分主義に対して、検討を行う。その上で、本書が提示する潜在能力の充分主義にコミットする場合、財の分配における充分主義を原則とすることはできないと論じる。具体的には、以下のような流れで議論を提示する。まず、本書が提示する潜在能力の充分主義が、財の分配における充分主義とは異なる立場であり、それ故に誤承認の不正義という問題に直接対応できる魅力を有することを確認する。そしてその上で本書が、この二つの立場を区別しつつも、前者へのコミットが後者を原則として要請すると捉えていることを示す。次に、潜在能力の充分主義から財の分配における充分主義が原則として要請されると捉える本書の議論に対して、二つの道筋で異論を唱える。第一の道筋として、潜在能力の充分主義を達成するためには、財の分配に関して、充分主義的分配を越えた格差の是正が、道具的ないし手段的に必要になると論じる。第二の道筋として、労働の公正な対価を得る権利という機能に着目した場合、その機能への潜在能力の充足それ自体が、充分主義を越えた一定の比例的分配を要請することを示す。

II. 本書が提示する潜在能力の充分主義とはいかなる立場か

II.1. 関係の平等主義の観点に基づく潜在能力の充分主義

まずは、本書が依拠する潜在能力の充分主義に関して、その内容を確認する。本書はE. アンダーソンによる議論を発展させる形で、潜在能力としての自由を十分に保障することを、関係の平等主義の観点から要請する（森[2019: 146]）。ここで言う潜在能力とは、一定の機能を実現する実質的な自由ないし能力のことを意味する。すなわちまず、例えば食べることや遊ぶことなどの活動や、病気にならずに生きていける状態など、一定の活動や状態を人間にとって価値ある機能であると捉える。そしてその上で、それらの機能を実現する実質的な自由を各人に保障することが、潜在能力アプローチにとっての目標となるのである（cf. 森[2019: 49-51]）。関係の平等主義の観点からこの潜在能力アプローチに依拠する本書の立場はさらに、実質的自由としての潜在能力が保障される対象となる機能の内容を、関係の平等主義の消極的・積極的目標から定義する（森[2019: 146-147]）。関係の平等主義はまず、人格の等しい道徳的価値という普遍的な道徳的平等を基礎に、二つの目標を提示する。すなわち第一に消極的目標として、人種差別や経済的搾取のような抑圧を除去することを掲げる。第二に積極的目標として、政治や経済的分業の場面などにおいて、諸個人が対等な関係で対峙するような社会秩序を目指す。そしてこのような二つの目標に対応する形で本書は、「抑圧的な社会的関係に陥ることを

回避するのに必要な潜在能力への権利」と、「民主国家の対等な市民として機能するのに必要な潜在能力への権利」とを保障すべきと論じている。

それでは、このように抑圧を回避し対等な関係で対峙するために必要な機能とは、どのような機能なのだろうか。本書はこれに関して、「①人間としての機能、②協同生産枠組みの参加者としての機能、③民主国家の市民としての機能」という三種類の機能を挙げている（森 [2019: 146]）。そしてその上で、これら三つの機能を構成する下位カテゴリーの機能として、いくつかのものを提示している。まず人間としての機能を構成するものには例えば、食糧や医療といった生物学的な生存を存続させるために必要な機能や、目的や手段について熟考する能力のような行為主体性に関わる機能が含まれる。次に協同生産枠組みの対等な参加者としての機能は、能力を開発するための教育へのアクセスや、労働の公正な対価を受け取る権利などを、下位の機能として包摂する。最後に民主国家の市民としての機能は、表現の自由や選挙権といった政治参加の権利や、パブリック・フォーラムへのアクセスなどの機能によって構成されている。

潜在能力を保障されるべき機能を以上のように定義した上で本書は、等しい水準の機能つまり完全に平等な機能ではなく、「社会において対等者として相互行為をするのに「十分な」機能」への潜在能力を保障すべきと論じる（森 [2019: 148]）。これはすなわち、人々が互いに対等者として相互行為ができるような社会秩序を目指す際には、対等な相互行為をするという機能、あるいは対等な相互行為をするために必要な機能、これらを十分に保障することが有効になると考える立場である。本書はこのような立場を、潜在能力の充分主義と呼んでいる。

II.2. 潜在能力の充分主義が有する魅力と分配における充分主義との関係

ここで着目すべきことは、本書が提示する潜在能力の充分主義が、分配における充分主義とは概念的に区別されるべきものだという点である。本書は、潜在能力アプローチを採用する利点として、資源や財の分配における不正義だけでなく、他の場面における不正義をも分析できることを挙げている（森 [2019: 153]）。それはなぜかと言えば、個人の潜在能力が、個人が有する分割可能な資源や財だけではなく、財の分配という観点だけでは捉えることのできない、社会的実践や規範といった社会のあり方なども含んだ関数によって決まっているからである。それ故に潜在能力の充分主義は、財の分配だけに介入する分配における充分主義とは異なり、ジェンダー規範のようなインフォーマルな社会的実践・規範など、潜在能力に影響を与える他の諸々の要素をも評価および是正の対象に含んでいる。つまりこのような潜在能力の充分主義は、財の分配における充分主義とは異なり、ジェンダー不平等や人種差別のような誤承認の不正義に対しても、直接対応することのできるアプローチになっているのである。そしてそれこそが、本書が提示する関係的平等主義に基づく潜在能力の充分主義の、大きな魅力であると言える。

ところが本書の立場は、潜在能力の充分主義と分配における充分主義とを区別した上でもう一度、この二つの充分主義を結びつける。すなわち、関係的平等主義の立場から潜在能力の充分主義にコミットすることが、一定の例外を認めつつ原則として、物質的資源の分配における充分主義を要請すると論じている（森 [2019: 148-150]）。すなわち、「他者からの抑圧を回避するのに十分な資源」や「市民社会において対等者として機能するのに十分な資源」への実効的なアクセスを、潜在能力の充分主義という観

点から要請している。またそれ故に、充分水準以上における財の分配格差に無頓着であってはならないという、R. アーネソンらによる分配の充分主義への批判に対して、応答を試みている（森 [2019: 203-206]）。

しかしながらここで、第一義的に潜在能力の充分主義にコミットする本書の関係の平等主義の構想が、本当に財の分配における充分主義をも原則とすべきなのか、という疑問が生じる。そこで本稿では、潜在能力の充分主義と財の分配における充分主義との関係を検討した上で、潜在能力の充分主義にとって財の分配における充分主義が原則となるという本書の立場に対して、異議を唱える。その際には、関係の平等主義にとって中核となるいくつかの機能に関して、それを達成するためには財の格差の是正が要請されるという議論をまず提示する（Ⅲ.1.）。次いで、協同生産枠組みの参加者としての機能への潜在能力を保障することが、充分ラインを越える財の分配に関して一定の比例性を要請することを含意すると論じる（Ⅲ.2.）。

Ⅲ. 潜在能力の充分主義は分配における充分主義を原則にできるのか？

Ⅲ.1. 分配における格差の是正が道具的・手段的に要請される場合

潜在能力の充分主義が分配における充分主義を原則として要請するという本書の主張に対する異論としては、第一に、以下のような異論を提示することができる。すなわち、関係の平等主義にとって中核となる機能において、それに対する潜在能力の充分主義を達成するためには、分配における格差の是正が手段として必要になる、という異論である。ここでは、政治的影響力という機能に関する、次のようなケースを想定してほしい。

経済的格差に起因する不十分な政治的影響力のケース：今、Xという社会で分配の充分主義が達成されており、全ての人が充分ラインである400万円の年収を保障されていると想定する。

しかしながら、充分ラインである400万円以上の報酬に対しては規範的統制がなされていなかったために、莫大な資産を有する個人や企業が社会Xには多く存在している。これらの個人や企業は、その莫大な資産を用いてメディアをコントロールし、人々が政治的意見を構築するために必要となる情報や言論を、自分たちにとって都合のいいように操っている。結果として社会Xに住む人々は、自らの政治的意見を形成し他者に表明する潜在能力を、充分ラインを下回る程度にまで低められている。

このケースは、たとえ投票権や表現の自由が権利として保護されていても、それらが実質的に有する価値を経済的格差が掘り崩してしまうという、T. M. スキャンロンの議論に基づいて設定している（Scanlon [2018: 89-91]）。スキャンロンの議論は確かに、政治的影響力の平等性に着目するものであり、政治的影響力の充分性とは異なるものに着目している。しかしながらスキャンロンの議論のポイントは、経済的格差が存在し富裕層がメディアなどを通じて情報や言論をコントロールすることが、それ以外の人々の政治的影響力を引き下げるという点にある。したがってこの議論は、政治的影響力の充分主義に対しても適用可能であり、政治的影響力の充分主義を達成するためには、分配における格差の是正が必要となることを示すものでもある⁽¹⁾。

これに対してはしかし、本書において二つの反論がすでに用意されている。第一に、財の分配における充分主義はあくまで原則に過ぎず、

「諸市民の民主社会における対等関係という民主的平等の基本理念」に基づく例外として、このようなケースでは経済的格差の是正を要請することができる、という反論である（森 [2019: 148-149]）。しかしながらこの反論に対しては、政治的影響力という関係の平等主義にとって中心的と思われる機能に関して、これを例外的なケースとして対処してしまっているのか、という疑問が生じる。本書は、アンダーソンの議論を引き継ぎ、「基本的自由や投票権などの不均等な分配は、それ自体で市民の間の不正義な社会的関係を体現していると理解されるため、それらについては等しい分配が要請される」という立場に依拠していると思われる（森 [2019: 148-149]）。その場合、言論の自由や投票権が有する実際の影響力や実質的な価値を十分に保障することは、本書の関係の平等主義にとって、中心的な潜在能力の保障を意味していると考えられる。したがって、政治的影響力という関係の平等主義にとって中心的な潜在能力に関して、それを十分に保障するために格差の是正が手段として要請されるのであれば、潜在能力の充分主義にとって分配の充分主義が原則になるとは、もはや言えないのではないだろうか。第二の反論としては、仮に財の分配において大きな格差が生じていたとしても、莫大な財産を政治的影響力へと転換することを阻止する制度的工夫が整備されていれば、政治的影響力という機能への潜在能力を十分に保障できるというものが存在する（森 [2019: 149 n. 9]）。この反論に対する応答は経験的な議論に依存するため、ここでは行うことはできない。しかしながら、いくつかの実証的な研究を参照しつつ論じるスキャンロンと同様に、経済的格差が政治的影響力の格差へと転換されることを防ぐことは困難な要求であるように、本稿の著者には思える（Scanlon [2018: 74-75; 89-91]）。

III.2. 潜在能力の保障それ自体が財の比例的分配を要請する場合

財の分配における充分主義を潜在能力における充分主義にとって原則にすることへの第二の異論は、潜在能力の充分主義を達成することそれ自体がそもそも、財の比例的分配の保障を含意するというものである。すなわち、協同生産枠組みの対等な参加者としての潜在能力を構成する要素には、労働の公正な対価を得る権利が存在する。そして、この労働の公正な対価を得る権利ないし潜在能力の保障が、充分主義的な分配を越えて一定の比例的分配を要請するという主張である。ここでは、次のような二つのケースを想定してほしい。

サービス残業のケース（労働時間との比例性）：ある社会Yにおいて、充分主義的な分配として400万円の年収が保障されていると仮定する。Aは自らが勤務する会社から、他の従業員と同様に400万円の年収を受け取っている。Aが担当している事業はこの会社の中でも作業量が多く、他の事業を担当している同僚と比べて、Aは毎日4時間多く残業を続けている。しかし、Yという社会においては充分主義的な分配のみが規範的に要請されているため、Aは毎日行っている4時間の残業に対する追加の報酬を得ることができない。

困難だが社会的に有益な仕事のケース（社会的貢献との比例性）：社会Yでは、経済的分業において法律が果たす役割が大きく、弁護士の仕事が社会に大きく貢献していると承認されている。また、その社会的貢献度の高さ故に、弁護士には多くの責任が伴い困難な仕事を要求される。社会Yに住むBは、社会的に大きな貢献ができる仕事を望み、困難な仕事であることを懸念しつつ、弁護士として働いている。ここで、社会Yにおいては充分

主義的な分配のみが規範的に要請されているため、Bは困難な仕事を通して大きな社会的貢献をしているにも関わらず、その仕事に対して社会Yの他の構成員と同じ400万円の年収のみが保障されている。

これら二つのケースにおいては、分配における充分主義は達成されているものの、労働の公正な対価を得る権利ないし潜在能力は、十分に保障されているとは言えない。なぜならば、Aは他の従業員より長い時間働いたことに対する公正な対価を得られておらず、Bは社会的に有益でありかつ困難な仕事を行っていることに対する公正な対価を得られていないからである。このような追加の労働やより社会的貢献度の高い仕事に関して、それに対する公正な対価を得る権利を実質的に保障するためには、充分主義的分配だけでは足りず、労働時間や社会的貢献に対して一定程度比例した報酬を、フォーマルあるいはインフォーマルな制度によって保障する必要が生じる。そしてそのような報酬の保障を行うことは、充分ラインを越えた分配に対する規範的な要請にコミットすることを意味する。したがって、関係的平等主義が要請する潜在能力の充分主義それ自体が、それを実質的に保障する際に、充分ラインを越えた分配に対して一定の比例性を満たした分配を要請すると言える。

これに対しては、以下のような反論を想定することができる。報酬の比例性を強調することは、比例性に基づいた終局的分配パターンにコミットするという論点先取を犯しており、公正な対価が労働の有する価値や労働時間に比例するとは必ずしも言えない。すなわち、関係的平等主義の構想はそもそも、従来の分配基底的な平等主義に対抗し、社会関係基底的な平等主義にコミットしているのである（森 [2019: 133-146]）。それ故に、比例性に基づく分配パターンを持ち出すのは、分配の基底性を前提にした

論点先取にあたる（森 [2019: 204]）。この反論は、関係的平等主義の基本理念を重視するならば、非常に強力な反論だと言える。しかしながらこの反論が有効なのは、結果的な分配状態において比例性を厳密に満たすべきという主張に対してである。労働の公正な対価を得る権利が比例的な分配を要請するという本稿の主張は、このような厳密な比例性が結果状態において要求されるという分配基底的な主張ではない。そうではなく、協同生産枠組みの対等な参加者としての社会関係が、厳密な比例性ではなく緩やかな比例性を要求するというのが、本稿の主張である。そこで以下、このような緩やかな比例性が社会関係の対等性という要請から導かれることを論じる。

経済的分業における社会関係の対等性から緩やかな比例的分配が要請されるという本稿の主張は、関係的平等主義の最も基底にある道徳的人格の構想への着目から導き出されている。すなわち関係的平等主義の基礎には、「道徳的責任を発展させ行使したり、正義の原理にしたがって他者と協同したり、善の構想を形成し実現したりする能力」を有する平等な人格が据えられている（森 [2019: 145]）。ここで注目すべきは、最後の、善の構想を形成し実現する能力である。これはつまり、自らにとって価値ある人生がどのようなものかを構想し、それを実現しようとする自律的能力のことを意味する。そしてこのような自律的人格が経済的協同に参加するとき、その主たる目的の一つは、自らの善の構想を実現するための財や資源を獲得することにあると言えるだろう（Rawls [1999: 78-81]）。このとき、労働に対する公正な対価として緩やかに比例的な報酬が保障されているならば、より多く働いたり、あるいはより困難だが社会に貢献できる仕事を選んだりすることによって、より多くの財や資源を必要とする善の構想を、人々は選択できるようになる。したがって、こ

のように善の構想を構築・追求し、そのための資源を欲している自律的人格を想定するならば、そのような自律的人格同士の経済的協同における対等な社会関係それ自体が、報酬の緩やかな比例性を要請すると考えることができるだろう。

IV. 結論

本稿では、以下の二つの主張が提示された。第一に関係的平等主義に基づく潜在能力の充分主義は、財の分配における充分主義とは異なる

ものであり、誤承認の不正義に直接対応できる魅力を有する。第二にしかし、潜在能力の充分主義にコミットする場合、財の分配における充分主義をも原則にすることには異論を提示できる。すなわちまず、関係的平等主義の中心に位置する機能に関して、それに対する十分な潜在能力を保障するために、充分ラインを越えた格差の是正が道具的・手段的に要請されうる。次に、労働の公正な対価を得る権利という潜在能力の実質的保障それ自体が、充分ラインを越えた分配における緩やかな比例性を要請する。

註

1. 後述のように、本書はアンダーソンの議論を引き継ぎ、基本的自由や投票権に関しては、充分主義ではなく平等主義を取っているように見える（森 [2019 148-149]）。しかし、このような基本的自由や投票権それ自体に関して平等主義を取ったとしても、政治的影響力という投票権や言論の自由の実質的価値に関しては別途、充分主義を採用することも可能である。

文献

Rawls, John (1999) *A Theory of Justice (revised edition)*, The Belknap Press of Harvard University Press.
Scanlon, Thomas (2018) *Why Does Inequality Matter*, Oxford University Press.
森悠一郎 (2019)『関係の対等性と平等』弘文堂。

*本稿は上廣倫理財団による研究助成を受けた研究成果の一部である。

受稿2019年10月31日／掲載決定2019年11月18日